

太田市GPS端末等貸出し事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症又はその疑いにより行方不明になるおそれがある在宅の65歳以上の者等（以下「高齢者等」という。）を介護している家族（以下「介護者」という。）に対し、人工衛星を利用した位置情報検索用端末（以下「GPS端末」という。）及び充電器一式（以下「GPS端末等」という。）を貸与するとともに、高齢者等が所在不明となった場合にその所在地情報を提供することにより、高齢者等の早期発見のための環境整備を図り、もって介護者の精神的負担及び経済的負担の軽減することを目的とする。

(事業内容等)

第2条 GPS端末等貸出し事業（以下「事業」という。）は、介護者にGPS端末等を貸与し、高齢者等にこれを常時携帯させ、行方不明時にGPS端末が発信する信号を受信する検索システムを利用し、高齢者等の位置を特定して介護者に情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定により情報を得た介護者は、高齢者等のいる場所に出向き保護を行う。

(業務委託)

第3条 市長は、事業を適切に運営できると認める事業者に、事業の一部を委託して実施するものとする。

(対象者)

第4条 GPS端末等の貸与を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 認知症又はその疑いにより行方不明になるおそれのある、在宅の65歳以上の高齢者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者で同法第19条の規定による市町村の認定を受けたもの（本市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。）を、介護する同居の家族又は市内に居住し介護している家族であって、高齢者等の位置が確認できた際、迎えに行くことができる者

(2) その他市長が特に必要と認める者

2 高齢者等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、GPS端末等を貸与しない。

(1) 病院又は診療所に入院している者

(2) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を受けている者

- (3) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院に入所している者
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅に居住する者
- (5) その他家族以外に介護する者がいる施設等に入所している者
(貸与申請)

第5条 GPS端末等の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、GPS端末等貸与申請書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)を市長に提出するものとする。
(貸与の決定及びGPS端末等の貸与)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、GPS端末等の貸与の可否を決定し、GPS端末等貸与(不貸与)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりGPS端末等の貸与の決定を受けた者(以下「被貸与者」という。)に対し、事業を委託した事業者を通じGPS端末等を貸与する。
(GPS端末等の管理)

第7条 被貸与者は、貸与を受けたGPS端末等を適切に管理するものとし、譲渡し、転貸し、及び担保に供する等事業の目的に反した利用をしてはならない。
(利用者負担金等)

第8条 被貸与者は、次の各号に該当する費用(以下「利用者負担金」という。)を負担する。

- (1) GPS端末等の利用料金として、月額1,000円(GPS端末等の貸与を受けた日の属する月から返却した日の属する月まで)
- (2) GPS端末等の充電に要する電気料金

- 2 GPS端末等を紛失し、又は破損した場合の当該GPS端末等を原状に回復するための費用は、被貸与者の負担とする。

(利用者負担金の納付)

第9条 被貸与者は、前条第1項第1号で規定する費用を、市長が指定する期日までに市に納付するものとする。

(変更届)

第10条 被貸与者は、GPS端末等貸与申請書に記載された内容に変更が生じたときは

直ちに、変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（貸与の中止）

第11条 被貸与者は、GPS端末等の貸与を受けることを中止するときは、GPS端末等貸与中止届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（機器の返還）

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、GPS端末等を返還しなければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する機器の貸与を受けることができる者に該当しなくなったとき、又は同条第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定に基づきGPS端末等貸与中止届出書を市長に提出したとき。
- (4) 第8条第1項第1号に規定する機器の利用料金を滞納したとき。
- (5) その他GPS端末等の利用を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。